

J R 東海労働関西地「申」第10号
2019年9月30日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 松寄 道洋殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 畑野 浩孝

「2019年度職場改善諸要求」に関する申し入れ

これまで職場改善諸要求による申し入れにより会社に労働条件の改善を求めてきた。しかし、今だに職場には改善されない様々な問題が山積している。このままでは、組合員の安全・健康を脅かすことになり、労働組合としても放置するわけにはいかない。

よって組合員が安心して働ける労働条件を求めて、大阪第一運輸所、大阪第二運輸所に関係する職場改善の諸要求を以下のように申し入れるので、早急に労使協議の場を設定し改善すること。

記

運輸所の共通の改善要求

1. 運転士・車掌業務共通関係について

- (1) 新大阪ホーム端乗務員詰所を季節に関係なく常時開放すること。
- (2) W行路及び一丁半行路に車両所基地への入出庫担務の勤務指定は行わないこと。
- (3) 出勤時刻前にアルコール検査を行った場合は、労働時間としてカウントすること。
- (4) 全乗務員に「ポケットーク」を貸与すること。

2. 運転士業務関係について

- (1) 各駅、各車両所の停止位置目標・一旦停止標識を見やすくするため、LED化すること。特に過去、03侵入事故等起きた箇所の停止限界標識の改善をすること。

3. 車掌業務関係について

- (1) 緊急開扉取扱時の喚呼と喚呼用語を簡素化すること。

- (2) 車掌の腕時計は日付表示付きの電波時計とすること。
- (3) 英語放送は、異常時、通常時共に自動放送にて対応すること。
- (4) 700系15号車及び16号車の車内改札は、受動喫煙防止のため中止すること。
- (5) 自由席改札を強要しないこと。

4. 設備・環境改善について

- (1) 大一運、大二運の入口から詰所に至る箇所に設置されている監視カメラを撤去すること。また、入所の際の社員証式を廃止し、テンキー式にすること。
- (2) 新大阪駅の幹2ホーム東京方から下に降りるセキュリティ扉は、テンキー式から機械式にすること。
- (3) 大阪第二運輸所の組合掲示板を運輸所出入口正面に移設すること。
- (4) 各詰所に冷水器を設置すること。(乗り継ぎ詰所も含む)
- (5) 大一両5階と9階に自販機を設置すること。
- (6) 各乗務員待機室における業務用・私物携帯電話の電波状態を改善整備すること。また、Wi-Fiを設置すること。
- (7) 東一運・東二運の浴室を拡大し空調を新設すること。
- (8) 全乗泊に乗務員専用の洗濯機及び乾燥機を設置すること。また、乗務員用と関連会社が使用する洗濯機・乾燥機は別とすること。
- (9) 各車両所での進路構成時における注意喚起の音声ガイダンスを新設すること。
- (10) 三島車両所3Fの待機スペースを拡張すること。また、浴室に下駄箱を設置すること。
- (11) 大阪第一運輸所内の冷蔵庫を2台に増設すること。(大阪第二運輸所には2台設置済み)
- (12) 乗務鞆置きサイズ(1仕切に胴乱とサブバックをおけるサイズ)に変更すること。また、大阪第一及び第二運輸所待機室に乗務鞆置き場を増設すること。
- (13) 各乗務員待機スペースに乗務員が使用出来るVC24を設置すること。
- (14) 大阪第一運輸所待機スペースに帽子掛けを新設すること。
- (15) 大阪第一及び第二運輸所の男子更衣室に「スノコ」を設置すること。
- (16) 大阪第一運輸所食事スペースにポットを増設すること。
- (17) 大阪第一及び第二運輸所待機室に新聞を設置すること。
- (18) 京都駅ホームでの乗務員専用の詰所を設置すること。
- (19) 京都駅走行管理班詰所にテレビを設置すること。

- (20) 大一両乗務員待機室に冷蔵庫を設置すること。
- (21) 新幹線車内に「ラゲッジ」スペースを確保すること。
- (22) 2020年4月施行される「受動喫煙防止条例」に伴い、各職場に於ける喫煙ルームの設置方について、明らかにすること。
- (23) セクハラ防止策として、男女トイレの清掃は、男子トイレは男性が、女子トイレは女性が行うこと。

5. 各乗務員休養室について

- (1) 各乗務員休養室のシーツは、毎日取り替えること。
- (2) 東京第一運輸所の老朽化したベッドを取り替えること。
- (3) 各乗務員休養室の「エアコンフィルター」の掃除をエアコンカビ・アスペルギルス症防止の為、一週間に一度は必ず行うこと。
- (4) 各乗務員休養室の浴衣サイズを（L/M/S）毎に用意すること。
- (5) 各乗務員休養室のカビが生えているクロスは全て張り替えること。
- (6) 各乗務員休養室に、CPAPの設置場所（テーブル）とCPAP電源（部屋により反対向きに寝ないといけない）を新設すること。
- (7) 各乗務員休養室の携帯電話の通信設備を整えること。
- (8) 各乗務員休養室の布団（敷き布団・掛け布団）は、定期的に乾燥機に掛けるなど衛生面の対策を取ること。
- (9) 各乗務員休養室に除湿機と加湿器を設置すること。

6. 勤務について

- (1) 年休申込み簿における事由欄を廃止すること。
- (2) 予備月の休日指定を月初めに発表すること。
- (3) 休日出勤指定は、前もって本人へ承認確認後指定すること。また、年休申込みをした場合は一方的な休日出勤を指定しないこと。
- (4) 特休付与は就業規則を遵守し、1ヶ月の特休付与を5～6日、年間休日を完全120日付与とすること。
- (5) 小交番制から大交番制にすること。
- (6) 訓練の待ち時間を労働時間とすること（前訓練を含む）。また、訓練の待ち時間を1時間以内にする事。
- (7) 規程類訂正及び各対策シート等作成、短巡回行路に伴う案内カード作成時間は、労働時間とすること。
- (8) 次勤務の電話確認は、会社側から責任をもって行うこと。または行路指定を行い電話確認を廃止すること。

(9) 出勤時、出勤点呼時から労働時間とすること。

6. 福利厚生に関する改善要求について

- (1) 通勤経路は本人の希望する経路とすること。また、全経路定期券とすること。
- (2) 労災申請に伴う事柄は、会社が責任を持っておこなうこと。
- (3) 夏季乗務員のネクタイ着用を廃止すること。
- (4) 全乗務員に黒靴及び黒靴下を貸与すること。
- (5) 季節の変わり目の制服着用は、本人選択とすること。
- (6) 夏季乗務員の薄手の上着を貸与すること。

以上